

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社の経営目的は「豊かに永続すること」です。コーポレート・ガバナンスの目的は、企業に違法行為をさせない「コンプライアンス」と競争力のあ
る企業を育成するための「経営の効率性」をチェックすることであると考えております。その原則は、a.長期にわたり株主利益の最大化を図る、b.経
営の透明性を高めることです。

2020年6月23日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日
付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行により、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガ
バナンスのより一層の充実と経営のさらなる効率化を高め、より透明性、客観性を高めることが目的であります。

経営監視機能の向上、経営責任の明確化、意思決定の迅速化を図るため、取締役の員数、体制を適正化し、監査機能の実効性を高めておりま
す。

当社および当社子会社から成る企業集団全体で、業務の適正を確保するため、当社から、当社子会社に役員を派遣し、定期的な連絡会議を行う
ことにより、円滑な情報交換と適正な業務体制を図っております。監査等委員会および内部監査室は連携して、企業集団におけるコンプライア
ンス体制について監査を行っております。取締役会は、企業集団における業務体制について見直し、改善を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】

当社は、議決権の電子行使については、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望を参考にしつつ、各種手続・費用等を勘案し、検討を進めてまいり
ます。招集通知の英訳につきましては既に実施しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて、自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、運用を委託する運用機関よ
り、定期的に運用状況やスチュワードシップ活動等に関する報告を受け、モニタリングしております。運用委託先にて一任しておりますので利益相
反は生じません。

ただし、当該原則が求める外部の専門家の採用を含む人材の配置・登用などの人事面・運営面での関与については今後の動向を見極めた上で、
検討することとします。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 経営理念等

<経営理念>

当社の経営理念は当社ホームページにて開示しております。

<経営戦略・経営計画>

2018年度より新たに中期3か年計画を策定しておりますが、その内容については公表しておりません。

開示情報の正確性・公正性を確保するため、業績見通しは事業年度毎に取締役会の承認を経て公表し、四半期毎にその見通しを検証しておりま
すので、TDNETまたは当社ホームページで開示しております決算短信をご参照下さい。

【補充原則4-1-2 中期経営計画に対するコミットメント】

2018年度より新たに中期3か年計画を策定しておりますが、その内容については公表しておりません。当社を取り巻く経営環境が激しく変化するな
か、株主・投資家の皆様に対して当社の経営戦略や財務状況等を適切に理解していただくために、事業年度毎の業績見通しのみを公表するこ
としております。また、経営会議において中期経営計画の進捗状況の分析を行い、必要に応じて中期経営計画の見直しを行うこととしております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社の取締役会は、取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の開示につきまして、引き続き検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は中期経営計画を策定しておりますが、経営環境が激しく変化する中、株主の皆様に対して当社の経営戦略や財務状況等を適切に理解して
いただくために、事業年度毎の業績見通しのみを公表することとしております。経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、資本コストを的確
に把握した上で、売上高営業利益率を最重要指標とし、決算発表でも説明しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、事業戦略や取引先との事業上の関係(業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等の保有目的の合理性等)などを総合的に勘案し、
株式を政策保有しております。株式の購入・買い増しや処分、縮減の要否は、当社の成長に必要なかどうか、他に有効な資金活用はないか優先度
等の観点で検証を行い、取締役会に諮ることとしております。

政策保有株式の議決権行使につきましては、企業価値の向上に資するか否かという観点を判断基準としており、投資の目的であるシナジー効果
が最大限発揮され、当社の企業価値に寄与するよう、提案された議案を検討し行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引関連当事者間の取引については、取締役会規程に基づき取締役会での審議・決議を要することとしています。また、毎年、役員に対しては、関連当事者間の取引の有無を確認する調査を実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

()本報告書の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1.基本的な考え方」をご参照下さい。

()当社は2020年6月23日の株主総会において、監査等委員会設置会社に移行して、取締役(監査等委員であるものを除く。)と監査等委員である取締役についての、報酬について、決議承認されました。また、同日の取締役会において、指名・報酬諮問委員会を設置致しました。

独立した諮問機関にて客観性・適時性・透明性のある方針の決定、手続を実施してまいります。

()2020年6月23日の株主総会後の取締役会において、指名・報酬諮問委員会を設置致しました。

取締役候補者の指名については、その職責の全うに必要な経験と見識を有する人材を社内外問わず広く求め、

候補者の原案を取締役会にて策定した後、諮問委員会にて客観性・適時性・透明性のある決定、手続を実施してまいります。

(v)取締役候補者の個々の選解任・指名については株主総会招集通知に理由等を記載し、株主に判断していただいております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会規程、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき、取締役会、経営会議、社長、各本部長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、審議・決裁・承認等の権限を明確に規定しております。取締役会では、会社法及び定款に定める事項、株主総会の決議により委任された事項、取締役会規程に定められた経営上の重要事項について決議を行っております。また、その他の重要な業務執行に関する事項については、各取締役に委任し、取締役会がその執行について監督しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】開示項目

当社では、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法が定める社外性基準および金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しております。また、経営に対し率直で建設的な助言、監督ができる高い専門性と豊富な経験を重視し選任を行っております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、その役割と責務を実効的に果たすために、取締役(監査等委員を除く。)が5名から7名、監査等委員は3名から4名程度が適正であると考えております。現在取締役(監査等委員を除く。)6名、監査等委員が3名であり、そのうち独立社外取締役が3名です。取締役は各担当事業分野に精通した者、企業経営の経験者、弁護士で構成され、バランスの取れた人員内容となっております。また、取締役の選任に関しては、当社の企業価値向上、持続的な成長に貢献できる候補者であるかを基準に選定しておりますが、その具体的な方針・手続及び開示につきましては、今後、引き続き検討してまいります。

【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社の社外取締役は他の会社の役員を兼任している者もありますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を当社の取締役・監査等委員の業務に十分に振り向けられるものと考えております。また、社内取締役は当社の子会社・関係会社以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、業務に専念できる体制となっております。

当社の社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニング方針】

当社は、取締役及び監査等委員がその役割を果たすための必要な知識の取得や更新等のため、外部の研修会等への参加を推奨するとともに、それらの費用を会社にて負担しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上には、株主・投資家との積極かつ建設的な対話が重要であると考えております。株主・機関投資家の対応については、社長及び取締役が面談を行い、IR室を窓口として、連携しながら対応しております。期末と中間期末には決算説明会を東京と大阪で実施し、投資家・アナリストにも説明を行っております。

また、株主との面談については、経営会議等で報告して情報の共有を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	537,800	10.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	442,800	8.82
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT-CLIENT ACCOUNT	254,900	5.08
BBH FOR FIDELITY LOW -PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	249,100	4.96
SPK社員持株会	246,106	4.90
渡部和子	151,000	3.01
日本生命保険相互会社	116,600	2.32
スタンレー電気株式会社	100,000	1.99
三菱UFJ信託銀行株式会社	82,000	1.63
ミヤコ自動車工業株式会社	66,000	1.31

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	
親会社の有無 更新	なし
補足説明	

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期 更新	3月
業種 更新	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
西島 康二	他の会社の出身者												
中務 尚子	弁護士												
吉田 晋	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西島 康二			西島康二氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。	西島康二氏は、金融機関における豊富な経験と企業経営に関する見識を有しており、独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化に適任と判断し、社外取締役としております。

中務 尚子		中務尚子氏は法律顧問契約を締結しておりますが、その報酬につきましては少額であり、当社の意思決定に重大な影響を与えるとの認識はございません。なお、当社と中務氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたします。	中務尚子氏は、弁護士であり、会社法務に精通し、これまで数多くの企業の法務業務や経営指導に従事しており、経営全般の監視・助言を期待できると判断し、社外取締役としております。
吉田 晋		吉田晋氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたします。	吉田晋氏は、化学メーカーにおける豊富な経験と経営管理に関する見識を有しており、経営全般の監視・助言を期待できると判断し、社外取締役としております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 **更新**

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 **更新**

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 **更新**

監査等委員会の職務を補助すべき内部監査室に所属する使用人の人事異動、人事評価については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査等委員会は、会計監査人(EY新日本有限責任監査法人)からその職務の執行状況について報告を受け、定期的に意見及び情報の交換を行うなど緊密な連携を図ります。
また、内部監査部門より内部監査の結果及び改善状況並びに財務報告に係る内部統制の評価の状況等について報告を受けるほか、必要に応じて、内部監査計画の変更、追加監査及び必要な調査等について、内部監査部門に勧告又は指示を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 **更新**

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 **更新**

経営陣幹部・取締役の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置致します。委員は過半数を独立社外取締役が務めることとしており、社内取締役1名及び独立社外取締役2名で構成されております。委員会は必要に応じて開催し、取締役及びグループ会社役員の指名・報酬に係る事項について審議したうえで、その結果を取締役会へ答申いたします。

【独立役員関係】

独立役員の数 **更新**

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

実施していない

該当項目に関する補足説明 **更新**

役員報酬については、業績ならびに成果に応じて決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしていません。
取締役の報酬については、社内取締役、社外取締役ともに、総額を事業報告、有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、株主総会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役のそれぞれの報酬総額の限度額を決定しております。各取締役の個別報酬は、諮問機関である指名・報酬諮問委員会にて、当社業績ならびに各取締役の成績および役位等を総合的に勘案して、公正な審議による妥当性および透明性を確保して決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役へのサポートは、管理本部長が行っております。
取締役会の資料は、原則として事前配布を行い、社外取締役が検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及び企業価値向上を図ることを理由に、2020年6月23日開催の第149回定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社に移行しました。

当社の取締役会は9名(うち独立社外取締役3名)、監査等委員会は3名(うち独立社外取締役2名)で構成し、独立社外取締役が取締役会の3分の1以上となるようにしており、取締役会が透明・公正の体制で意思決定を行っております。

さらに、役員の名・報酬に関して、独立性・客観性・透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会を設置いたしました。

監査等委員会設置会社であり、企業統治体制の主たる機関として、取締役会、監査等委員会、指名・報酬諮問委員会、経営会議、内部監査室を設置しております。

取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長沖恭一郎、専務取締役藤井修二、取締役井元操、取締役木村彰良、取締役土居正宏、社外取締役西島康二、取締役(監査等委員)清水敏夫、社外取締役(監査等委員)中務尚子、社外取締役(監査等委員)吉田晋の9名で構成されており、定期に開催される定例の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令・定款・取締役会規程に定められた事項について審議するとともに、月次の営業報告、その他重要事項についての質疑・意見交換を通して、取締役相互の業務執行状況を監視できる体制となっております。

なお、取締役(監査等委員を除く。)の任期は1年、定数は8名以内とする旨定款に定めております。

監査等委員会

当社の監査等委員会は社外取締役である監査等委員2名を含む監査等委員3名で構成し、委員長は常勤の監査等委員が努め、定期におよび必要に応じて随時開催しております。

当社の監査等委員会は、独立した客観的な立場において、取締役の職務の執行を監査・監督し、当社の持続的な成長を確保する責任を負っております。また、監査等委員会は、内部統制システムの有効性を確認し、内部監査室および会計監査人と連携して監査を実施しております。

指名・報酬諮問委員会

当社は指名・報酬諮問委員会を2020年6月より設置しており、取締役会の諮問機関として、取締役の選考および報酬に関して、その透明性および客観性を確保することを目的として、独立社外取締役を委員の過半数とすることとしております。

経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長沖恭一郎、専務取締役藤井修二、取締役井元操、取締役木村彰良、取締役土居正宏、執行役員田中耕二、執行役員箕浩義、執行役員梶本浩之、執行役員上田耕司、執行役員新宮雅人、執行役員河口洋満の11名で構成されております。経営会議は、原則として毎月1回開催し、適正かつ効率的な経営活動を目的として、営業報告・予算進捗報告、その他業務執行にあたっての重要事項について、審議・決定を行っております。

内部監査室

当社の内部監査室は、内部監査室長馬屋原健二の1名で構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、2020年6月23日開催の第149回定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社に移行しました。監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及び企業価値向上を図ります。更に、指名・報酬諮問委員会を設置し、経営の透明性の向上、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する体制としました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議案について十分検討できるように、株主総会招集通知を法定期日より1週間程度早く発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主が株主総会に出席しやすくなるように、集中日より少し早く株主総会を開催しております。
招集通知(要約)の英文での提供	ホームページ上にて、招集通知(要約)の英文を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社の営業所で主催する個人投資家向け説明会を年に数回参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算に関する内容についての説明会を4月に、第2四半期決算に関する内容についての説明会を10月に、東京および大阪において、それぞれ年間2回開催しております。また、機関投資家向けには、社長もしくは専務による事業、業績説明を、要請に応じて随時対応しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けには、海外投資家・株主が定期的に来社し、情報交換を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料として、決算短信、決算説明会資料、事業報告書、有価証券報告書等をホームページに掲載しております。なお、当社ホームページURLは以下となります。 http://www.spk.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署として、企画IR室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針を下記のとおりとして、当社グループの内部統制システムの整備を図っております。

イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすことを確保するため、以下の経営理念を全役員に周知徹底させる。

誠実(Sincerity)に生き

情熱(Passion)を持って仕事をし

親切(Kindness)な対応ができる

企業人の集団

経営理念に基づき、コンプライアンス確保のための諸規程を整備し、適切な社内制度の運用を図る。

監査等委員会および内部監査室は連携して、コンプライアンス体制について監査を行う。

社会の秩序や安全性に脅威を与える反社会的勢力とは取引を含めて一切の関係を持たず、平素より毅然とした態度で対応する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書により記録し、保存する。文書規程に当該文書の保存期限等の管理体制を定め、情報を管理する。

監査等委員会が求めたときは、取締役はいつでも当該文書を閲覧または謄写に供する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社に及ぶ各種リスクは、管理本部が統括責任部署として、各部門と連携をとり体系的に管理する。

各部門の所轄業務に関わる各種リスクは、当該部門において関連法令・規程等に則り管理する。

リスクが生じた場合には、取締役会および経営会議において報告され、適正なりリスク対応及び管理体制を図る。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、定例の取締役会を開催するほか、適宜臨時の取締役会を開催するものとする。

中期経営計画・年次計画を策定し、経営会議でその進捗状況を確認し対応を図ることにより、適切な業績管理を行う。経営方針・戦略に関する重要な意思決定、重大な影響を及ぼす事項は、事前に経営会議で十分協議・検討した上で取締役会にて決定を行う。業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等により、職務執行の権限・責任と手続を明確に定める。

ホ. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社子会社に役員を派遣し、当該役員は定期的に当社子会社との連絡会議を行い、円滑な情報交換と適正な業務体制を図る。監査等委員会、内部監査室は連携して当企業集団におけるコンプライアンス体制について監査を行う。

取締役会は当企業集団における業務体制について見直し、改善を図る。

ヘ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を指名することができる。

ト. 前号の使用人の取締役(監査等委員を除く)からの独立性に関する事項

前号の監査等委員会の補助者として指名された使用人に対する人事評価、異動等については、監査等委員会の承認を得るものとする。

取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は、定例および臨時に開催される取締役会に出席する。

取締役および使用人は、監査等委員会に対して、法定事項のほか、毎月の経営の状況として重要な事項、法令および定款に違反するおそれのある事実、会社に著しく損害を及ぼすべきおそれのある事実等について、その内容を速やかに報告する。

監査等委員会は、職務遂行に必要と判断される事項について、取締役および使用人に説明を求めることができる。

リ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の職務執行が実効的に行われるよう、監査等委員会は会計監査人および内部監査室と連携をとり、情報交換を行う。

内部監査室および管理本部は、監査等委員会の職務執行の補助を行う。

ヌ. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制の整備・運用を行う。

ル. 社外取締役との関係

当社の社外取締役は3名であります。社外取締役の選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員制度における独立性の判断基準を参考にしております。

社外取締役西島康二は金融機関における豊富な経験と企業経営に関する見識を有しており、独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、独立社外取締役として選任しております。

社外取締役中務尚子は、弁護士であり、これまで数多くの企業の会社法務指導や経営指導に従事することで会社法務に精通しており、法務の観点から当社の経営全般の監視・助言を期待できるため、独立社外取締役として選任しております。

社外取締役吉田晋は、化学メーカーにおける豊富な経験と経営管理に関する見識を有しており、経営全般の監視・助言を期待できると判断し、独立社外取締役として選任しております。

なお、社外取締役中務尚子は、中央総合法律事務所の社員弁護士パートナーであり、当所と当社は法律顧問契約を締結しております。また、社外取締役は当社株式を保有しておりますが、僅少であります。これら以外に社外取締役と当社との間に、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外取締役は内部統制部門十分な連携が取れていると考えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは多くのステークホルダーの継続的な信頼をいただくために、反社会的勢力とは、取引を含めて一切の関係を持たないことを役員に徹底し、次の事項を遵守しております。

1. 社会の秩序や安全性に脅威を与える反社会的勢力に対して、平素より毅然とした態度で対応しております。

2. 社会的良識を備えた企業人としての行動規範を遵守し、反社会的勢力との接点を排除します。

3. 企業防衛連合会の会合に積極的に参加し、反社会的勢力の情報収集に努め、所轄警察署の防犯対策課や顧問弁護士との連携を強化し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、所轄警察署との連携を図り、組織として対応し、これを拒絶します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレートガバナンス体制の模式図

